

DV・児童虐待 事件処理マニュアル

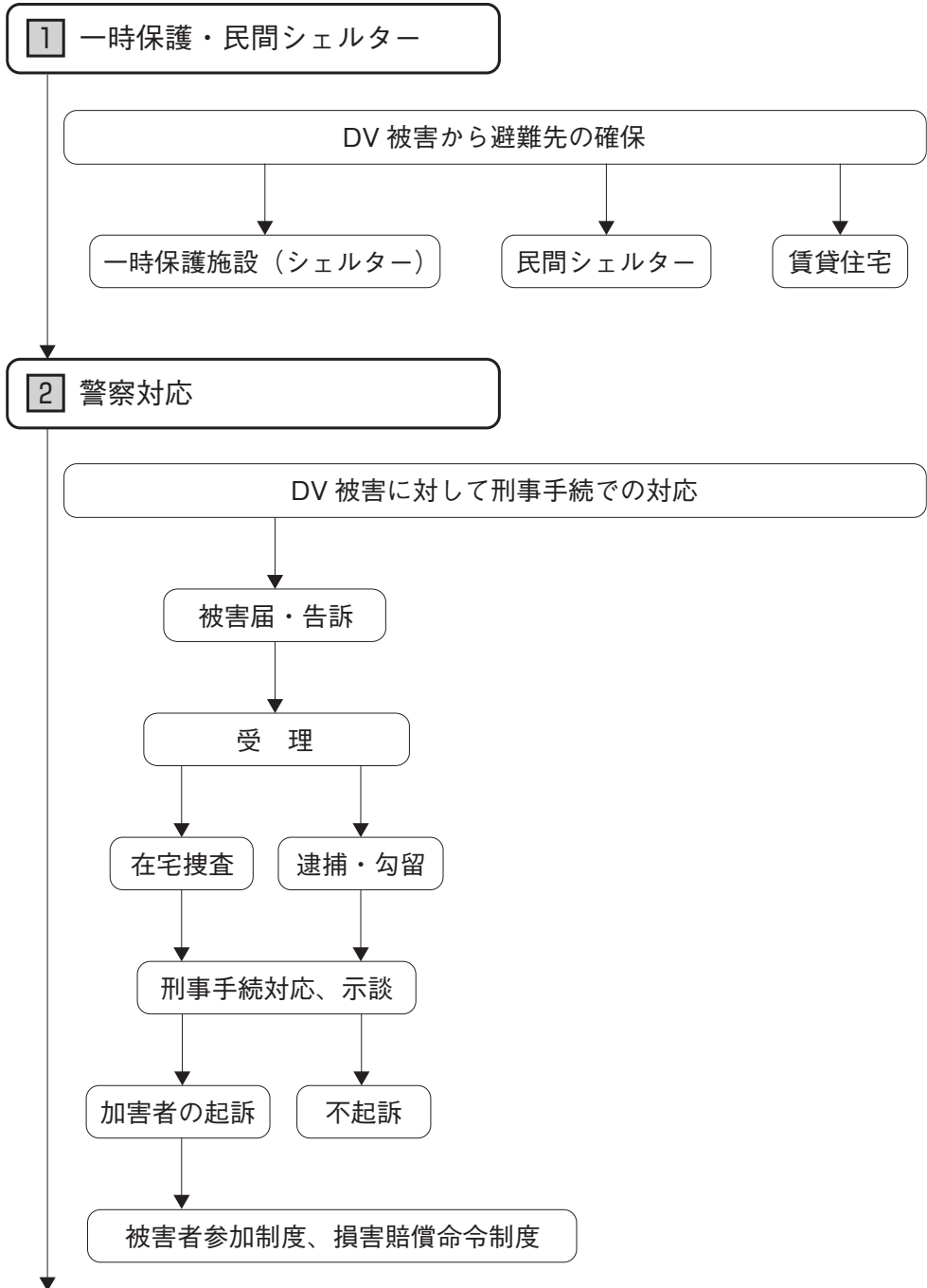
編著 磯谷 文明 (弁護士)
山崎 新 (弁護士)

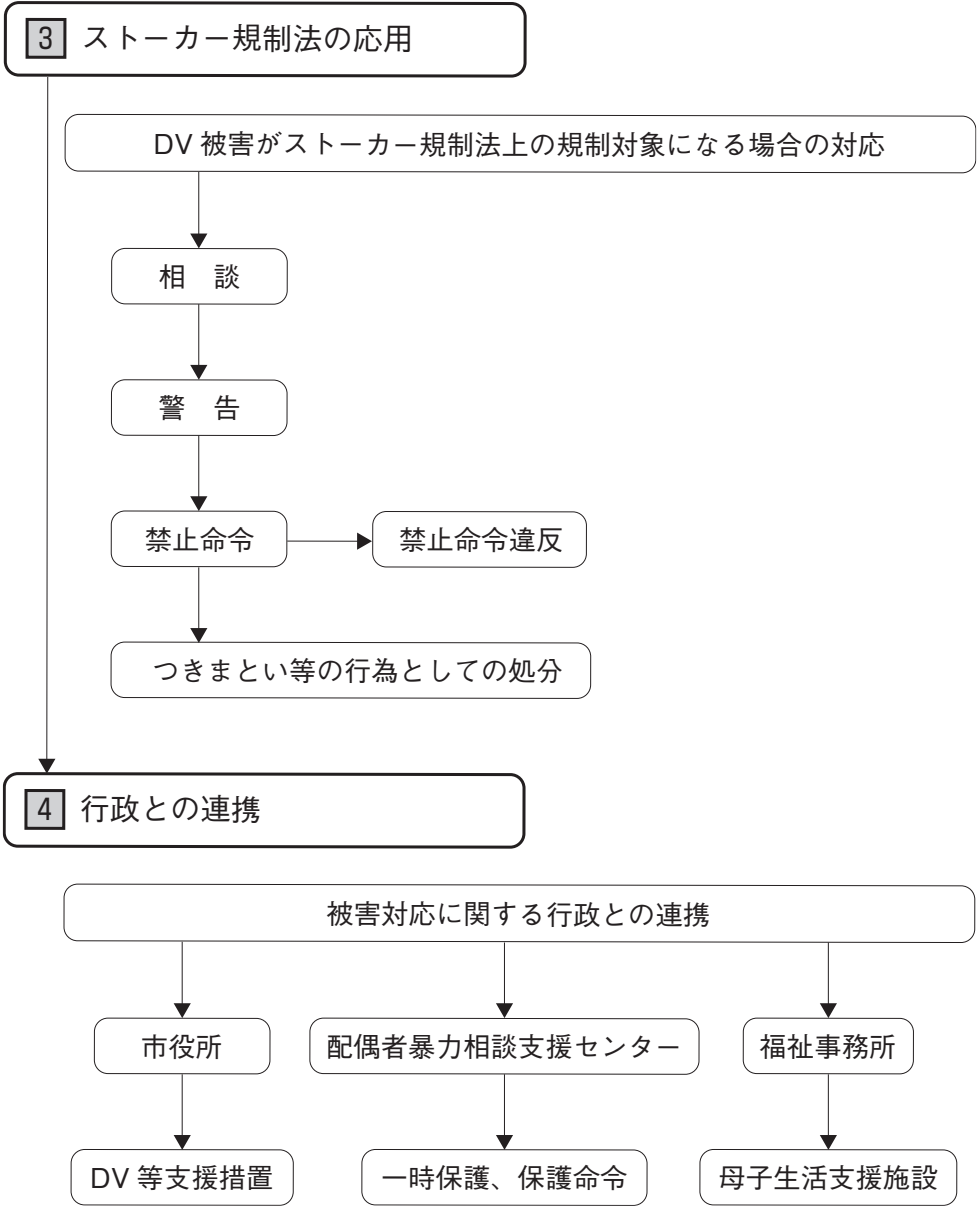


新日本法規

第2 避難

<フローチャート～避難先の確保・対応>





エ 就業・自立支援

各種の行政サービスや福祉制度を紹介し、これらの利用を支援したり、就業や住居の確保など、自立に向けた支援を行ったりしています。

(4) 福祉事務所・女性相談員（女性相談支援員） ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

◆福祉事務所について

福祉事務所は、都道府県と市（特別区を含みます。）が条例により設置する福祉に関する事務所です（社会福祉14①）。

福祉事務所は、配暴センターの役割を担う場合があるほか、DV被害者に対し、関係諸法令の定めるところにより、その自立を支援するために必要な措置を講じるよう努めるものとされています（DV防止法8の3）。

実際の福祉事務所の業務では、被害者に避難できる住居を紹介したり、生活保護の申請、児童扶養手当の申請、生活資金の貸付けを行ったりして、避難後の生活を始めるに当たっての支援を行っています。子どもを連れている場合には、保育所の入所についての相談もあります。

また、母子生活支援施設などへの入所について、福祉事務所が窓口となって受け付けています。

◆婦人相談員・女性相談員・女性相談支援員について

婦人相談員はもともと売春防止法35条に基づいて各都道府県知事又は市長により委嘱される非常勤職員です。同法及びDV防止法では現在「婦人相談員」という名称ですが、自治体では「婦人」という役職名や部署名を90年代ころから徐々に「女性」に変更していますので、「女性相談員」としている自治体が多いです。さらに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行（2024年4月予定）されたのちは、「女性相談支援員」という名称になります。

この婦人相談員について、DV防止法は「被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる」（DV防止法4）と定めて、行政支援の一つとして位置付けています。婦人相談員は自治体によって異なりますが、福祉事務所又は子育て支援関連の部署、あるいは男女平等推進センターなどの男女平等関連部署に配属されており、2021年4月時点で、全国に1,594人の婦人相談員がいます。

婦人相談員はDV被害者の相談や各種情報提供などのほか、一時保護やその後の住

の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

このように、子に対する身体的暴力（1号）、性的暴力（2号）、ネグレクト（3号）と並んで、精神的暴力とともに「面前DV」が子に「著しい心理的外傷を与える言動」の一例として挙げられています（4号）。そのため現在では、面前DVがある場合は児童相談所に通告し、児童相談所が子の安否確認や面談などをする運用が取られています。

一方で、子どもの目の前では暴言や暴力がない（子どもが見ていないところで暴力が振るわれる）DVケースも多々あります。中には、子どもにとっては優しく良い親として振る舞う加害親もいます。こうしたケースの場合は、面前DVと比べて、配偶者へのDVがあることだけをもって子の福祉に反するとはいい難くなり、最終的には他の要素との総合判断になることは注意が必要です。

ケーススタディ

Q 経済力がない女性は、親権や監護権で不利になりますか。

A 経済力は監護能力の一内容ではありますが、ここで述べた要素に比べると大きな理由にはならないです。女性の場合は専業主婦やパートなど経済的な自立が難しい場合も多く、そうした女性は経済力がないために監護権や親権を夫に奪われるのではないかと心配する方も多いです。

特に日本社会は男女間に経済力の格差が著しい社会といえますし、ジェンダー意識も根強いいため、経済的暴力（いわゆる生活費を渡さないとか、女性が働くことを許さない等）に近い価値観の男性も多く、この経済力の違いを同居中に盛んに言いたてて（「同じだけ稼げるようになってから意見を言え」とか、「誰のおかげで暮らしていけると思ってる」など）、女性がそれを鵜呑みにしている場合も多く見

コラム

児童相談所に関する誤解

最近、児童相談所に対するバッシングもみられます。一つは被虐待児を守れなかった児童相談所を非難するものですが、全く逆に、児童相談所に子どもを保護された保護者などが児童相談所の行き過ぎた対応を非難するものもあります。もとより児童相談所の対応が適切でなかったり不十分であったりすることはありますが、一部は誤解に基づくものもあり、かえって児童の保護を難しくするおそれもあるため注意が必要です。

まず、被虐待児を守れなかったという非難ですが、もちろん児童相談所は将来を確実に予見することなどできません。また、親権者の意思に反して子どもを継続的に保護するためには家庭裁判所の承認が必要となりますが、その承認を得るためには証拠が必要となります。そもそも証拠がないこともありますし、証拠はあるけれども児童相談所の権限では取得できないこともあります。というのは、臨検捜索を除くと、児童相談所は警察のような強制的な捜査（調査）権限をもっているわけではないからです。英国では痛ましい虐待死事件が起こるたびに援助者に対する強烈な非難が沸き起こり、援助者が疲弊し、その結果、ひたすらマニュアルを守るだけのソーシャルワークになってしまったという反省があるともいわれています（アイリーン・ムンロー『子ども虐待 保護から早期支援への転換』（明石書店、2021））。過剰な非難は児童相談所職員の自信を失わせ、意欲を削ぎ、その結果、ソーシャルワークの劣化を招きかねないことに留意すべきでしょう。

一方、児童相談所の対応が行き過ぎたという批判も、同じ土壌に根ざすものといえます。つまり、児童相談所は将来を確実に予見できるわけではない上、特に初期には情報が少なく、子どもの安全を確保するために強めの対応をとる傾向があります。結果的に「そこまでやらなくても」と思われることもあります。それを強く非難してしまえば、児童相談所は毅然とした対応をしにくくなり、結果的に命を落とす子どもが増えるおそれがあります。

この点、国連子どもの権利委員会は、平成31年（2019年）3月5日に取りまとめた日本に対する総括所見において、「児童相談所がより多くの子どもを受け入れることに対する強力な金銭的インセンティブが存在すると主張されていること」について深刻な懸念を表明しました。もちろん、そのような「強力な金銭的なインセンティブ」などあるはずもなく、誤った事実認識をベースに所見が作成されたといわざるを得ませんが、児童相談所の介入を妨げかねないと懸念されます。

児童相談所は急増する虐待事件に対応するため職員数を増やしてきましたが、その結果、職員の平均経験年数が低下し、しかも想像を絶する多忙さのため辞めてしまう職員が後を絶ちません。職員の専門性を維持しつつ、適切な労働量で長く経験を蓄積できるような環境を整備することが望まれます。

保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を図るため、一時保護を行い、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせることができます（児福33①②・27①）。

◆期間

一時保護の期間は原則2か月を超えてはなりません（児福33③）、児童相談所長は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができます（児福33④）。この場合において、引き続き一時保護を行うことが、親権者等（親権者又は未成年後見人）の意に反するとき、児童相談所長は、原則として、2か月を経過するごとに、家庭裁判所の承認を得なくてはなりません（児福33⑤）。

家庭裁判所の承認を得なくてはならない場合の、「引き続いての一時保護の承認申立て」については後述します。

◆開始時の有形力の行使

一時保護の際、保護者（子どもを現に監護する者（児福6））が抵抗することもあります。保護者が同伴していない場面を見計らって一時保護ができればいいのですが、そのような余裕がないこともあります。一時保護それ自体について、有形力の行使が可能かどうかは明文がありませんが、一時保護が親子分離という物理的効果を不可避免的に伴う以上、必要最小限の有形力の行使は可能と解されます（比例原則）。もっとも、有形力の行使はその後のケースワークに少なからず影響を与えるおそれがありますし（例えば、職員が過剰な暴力を振るったとの主張がなされるおそれがあります。）、一時保護の際に警察の援助を求めることもできるわけですから（児童虐待10）、有形力の行使をしなくともよいであろう環境設定が何よりも重要です。

◆法的性質

一時保護は、法的効果の発生を目的としない物理的行為です。したがって、不利益処分（行手2四）には含まれず、行政手続法第3章の規定は適用されません。

もっとも、一時保護は、公権力の行使に当たる事実上の行為であり、広義の「処分」（行訴3②、行審1②）に含まれます。

◆救済手段

したがって、一時保護に不服のある保護者等（保護者、親権者又は未成年後見人）は、児童相談所設置自治体の長に対する審査請求（行審2・4四）のほか、抗告訴訟（行訴

【参考書式3】 児童福祉法28条1項1号に基づく施設入所措置等承認審判申立書

児童福祉法28条1項1号に基づく施設入所措置等承認審判申立書

令和〇年〇月〇日

〇〇家庭裁判所 御中

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立ての趣旨

申立人が児童〇〇〇〇を児童養護施設に入所させることを承認する
との審判を求める。

申立ての理由

第1 当事者

第2 申立てに至る経緯

- 1 児童の生育歴
- 2 一時保護に至る経緯
- 3 一時保護後の状況
- 4 親権者の意向

第3 児童福祉法28条1項の要件に該当すること

- 1 保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害すること
 - (1) 親権者母の状況
 - (2) 児童の状況
 - (3) 小括
- 2 児童福祉審議会の意見

第4 結 語

よって、申立人は、児童福祉法28条1項1号に基づき、本申立てに及んだ次第である。

附 属 書 類

1	戸籍全部事項証明書	1通
2	戸籍附票（又は住民票）	1通
3	訴訟委任状	1通
4	申立人の在職証明書	1通

証 拠 方 法

甲第○号証	○○児童相談所の経過報告書
甲第○号証	○○子ども家庭支援センターの経過報告書
甲第○号証	心理報告書
甲第○号証	精神科医師診察所見
甲第○号証	児童通告書（○○警察署）
甲第○号証	一時保護中の生活状況の報告書
甲第○号証	第○回子供権利擁護部会答申書

以上

※当事者目録 省略



新日本法規